なごみ
和だより
No.277

発行者
公益社団法人 和歌山納税協会

編集発行責任者
尾上好生

和歌山市雑賀屋町16
電話(073)423-8805

第三十九回理事会（「決議の省略」による）開催

「令和三年度の事業計画及び収支予算」が承認

第三十九回理事会については、定款第四十三条「決議の省略」により、以下の各議案について理事・監事の皆様から同意・異議がない旨のご回答を得て、承認可決する旨の理事会決議があったものとみなされました。

第一号議案　令和三年度事業計画及び収支予算に関する件
　イ　令和３年度事業計画書
　ロ　令和３年度収支予算書

第二号議案　行政庁への定期提出書類に関する件
　イ　事業計画書
　ロ　収支予算書
　ハ　資金調達及び設備投資の見込み

第三号議案　令和三年度常勤役員の報酬等に関する件

第四号議案　令和三年度理事との取引に関する件

所得税・消費税の確定申告相談会開催

納税協会では二月十六日（火）から三月十一日（木）まで二階大会議室に相談会場を設け、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、近畿税理士会和歌山支部のご協力のもと税理士による相談会を実施いたしました。

本年度は四百余名の皆様が申告されました。

パソコン教室 参加者募集　お申込み・問合せは事務局まで

場所：和歌山納税協会２階大会議室　時間13：00～17：00

日　程	教室名	内　容
６月７日(月)	ワード&エクセル2019	基本操作・文字入力・文書の作成・表やグラフの作成等
６月８日(火)	エクセル2019基礎Ⅰ	基本操作・データの入力・表の作成・印刷・グラフの作成等
６月９日(水)	パソコン会計	みんなの青色申告①
６月10日(木)	エクセル2019基礎Ⅱ	数式の入力、円グラフ作成・複数シートの操作・データベースの利用等
６月11日(金)	パソコン会計	みんなの青色申告②

令和２年分の確定申告をされた方へ

	納期限	振替日（振替納税をご利用の方）
申告所得税及び復興特別所得税	令和３年 4月15日(木)	令和３年 5月31日(月)
消費税及び地方消費税（個人事業者）	令和３年 4月15日(木)	令和３年 5月24日(月)

(注) 申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限は、令和3年5月31日(月)です。
なお、振替納税をご利用の方は、延納届出をした場合でも、上記振替日に納税額の全額が引落しされます。

納付は　ご自宅・オフィスにいながら納付できます！
キャッシュレスをご利用ください！

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます！　NEW!　令和３年１月から

パソコンやスマホからe-Taxソフト(WEB版・SP版)にログインし、必要事項を入力することで、金融機関届出印の押印なしにオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能となりました。　※利用可能な金融機関については、国税庁HPをご確認ください。

振替納税をご利用の方へ
事前に預貯金口座の残高をご確認ください。
残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

令和５年10月1日～ 消費税の仕入税額控除の方式として 適格請求書等保存方式が導入されます

令和５年10月１日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、**税務署長に申請して登録を受けた課税事業者**である**「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

１　適格請求書とは

適格請求書とは、「**売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段**」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

※　請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

２　適格請求書発行事業者登録制度

○　適格請求書を交付できるのは、**適格請求書発行事業者に限られます**。

○　適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、**課税事業者でなければ登録を受けることはできません。**

※　適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

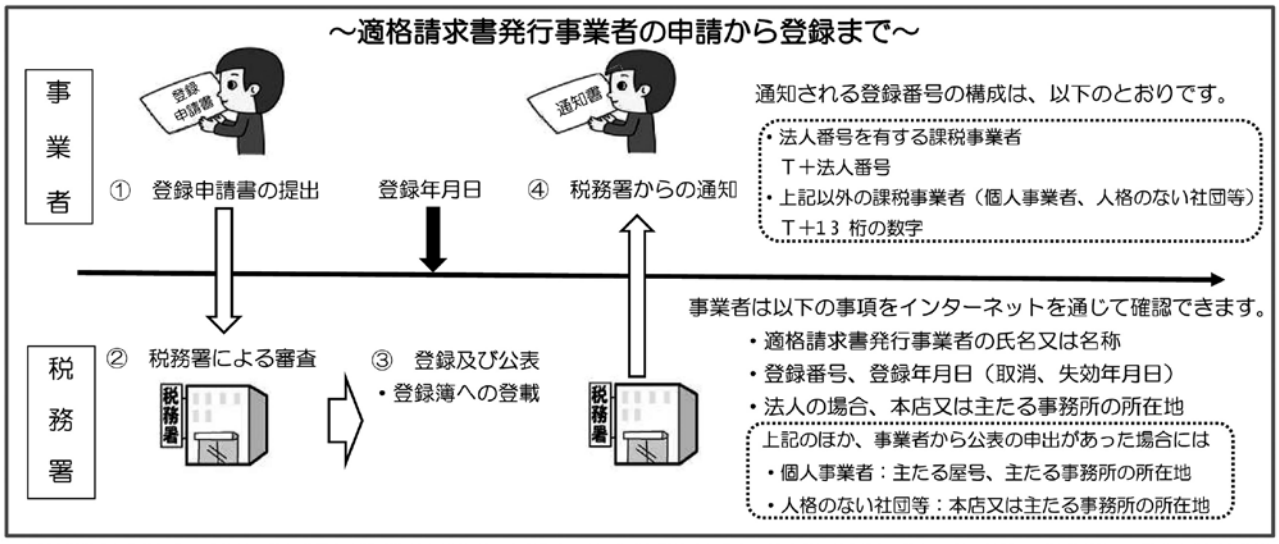

《登録申請のスケジュール》

登録申請書は、令和３年10月１日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される**令和５年10月１日から登録を受けるためには**、原則として、**令和５年３月31日まで**（ただし、困難な事情がある場合には、令和５年９月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。

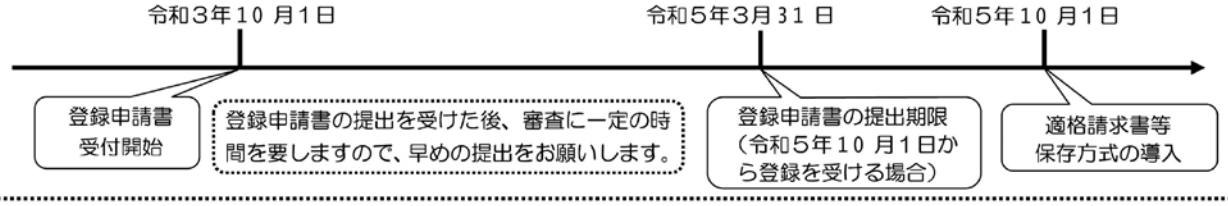

和歌山市からのお知らせ

令和３年度　納税カレンダー

税目＼納期限月	令和3年 4	5	6	7	8	9	10	11	12	令和4年 1	2
固定資産税 都市計画税		全・1期 5/31			2期 8/2			3期 11/30		4期 1/31	
市県民税 （普通徴収分）			全・1期 6/30		2期 8/31			3期 11/1	4期 12/28		
軽自動車税 （種別割）		全期 5/31		●軽自動車税（種別割）は、令和3年4月1日現在の所有者に令和3年度分の税金が課税されます。							

お問い合わせ先
財政局 税務部 納税課
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
電話：073-435-1038

和歌山県からのお知らせ

令和３年度自動車税（種別割）の納期限は５月３１日（月）です。

自動車税の種別割は毎年４月１日現在で自動車を所有されている方に納めていただく税金です。
金融機関、コンビニエンスストア、クレジットカードなどで納付ができますので、納期内納付をお願いします。
スマートフォン決済アプリ（PayPay、LINEPay、PayB 等）でも納付することができます。
利用可能な決済アプリの最新情報は、和歌山県税務課ホームページでご確認いただき、ぜひご利用ください。

納　期　限　令和３年５月31日（月）
納付場所等　●金融機関　●コンビニエンスストア　●スマートフォン決済アプリを利用した納付
●インターネットを利用したクレジットカード納付　●インターネットバンキング　●口座振替
●各県税事務所及び伊都・日高・東牟婁の各振興局総務県民課
※納付場所・方法の詳細は、納税通知書の裏面や県税務課のホームページ「県税を納める場所・方法」で御確認ください。
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/nouzeibasho/nouzeibasho.html

お問合せ先　和歌山県税事務所　【電話】073-441-3409　紀北県税事務所　【電話】0736-61-0067
紀中県税事務所　【電話】0737-64-1260　紀南県税事務所　【電話】0739-26-7908

納税協会から新刊図書のご案内

納税協会では、税務等関係図書（（株）清文社発行）を会員価格（１割引き）にて、販売しておりますので、実務にご利用ください。

★５月下旬発刊

書　籍　名	定　価
減価償却資産の耐用年数表	定価2,420円（税込）
社会保険・労働保険の事務百科	定価3,520円（税込）
税務・労務ハンドブック	定価3,960円（税込）
在宅勤務・テレワーク就業規則変更の実務	定価2,640円（税込）
不動産の取得・賃貸・譲渡・承継の消費税実務	定価3,080円（税込）

公益社団法人 和歌山納税協会 〒640-8249 和歌山市雑賀屋町16
TEL 073(423)8805　Fax 073(426)1901　E-mail：wakayama@nk-net.co.jp
HP：https://www.nk-net.co.jp/wakayama/

令和３年４月からの　印紙税額一覧表

番号	課税される文書の名称	課税標準及び税額
1	(1) 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 （無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいう） （例）不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など (2) 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 （例）土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など (3) 消費貸借に関する契約書 （例）金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など (4) 運送に関する契約書 （運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません） （例）運送契約書、貨物運送引受書など	記載金額1万円未満のもの…… 非課税 金額の記載のないもの…… 200円 記載金額１万円以上10万円以下のもの…… 200円 〃 10万円超50万円以下のもの…… 400円（200円） 〃 50万円超100万円以下のもの…… 1,000円（500円） 〃 100万円超500万円以下のもの…… 2,000円（1,000円） 〃 500万円超1,000万円以下のもの… 10,000円（5,000円） 記載金額1,000万円超5,000万円以下のもの 20,000円（10,000円） 〃 5,000万円超１億円以下のもの…60,000円（30,000円） 〃 １億円超５億円以下のもの……100,000円（60,000円） 〃 ５億円超10億円以下のもの……200,000円（160,000円） 〃 10億円超50億円以下のもの……400,000円（320,000円） 〃 50億円を超えるもの……600,000円（480,000円） （注）平26.4.1～令4.3.31間に作成される不動産譲渡契約書で契約金額が10万円超のものは、（　）の税額とされる。
2	請負に関する契約書 （請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家・プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます） （例）工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載金額1万円未満のもの…… 非課税 金額の記載のないもの…… 200円 記載金額１万円以上100万円以下のもの……200円 〃 100万円超200万円以下のもの…… 400円（200円） 〃 200万円超300万円以下のもの…… 1,000円（500円） 〃 300万円超500万円以下のもの…… 2,000円（1,000円） 〃 500万円超1,000万円以下のもの… 10,000円（5,000円） 記載金額1,000万円超5,000万円以下のもの 20,000円（10,000円） 〃 5,000万円超１億円以下のもの…60,000円（30,000円） 〃 １億円超５億円以下のもの……100,000円（60,000円） 〃 ５億円超10億円以下のもの……200,000円（160,000円） 〃 10億円超50億円以下のもの……400,000円（320,000円） 〃 50億円を超えるもの……600,000円（480,000円） （注）平26.4.1～令4.3.31間に作成される建設工事請負契約書で契約金額が100万円超のものは、（　）の税額とされる。
3	約束手形又は為替手形	手形金額10万円未満のもの、金額の記載のないもの、複本又は謄本…… 非課税 一覧払のもの、金融機関相互間のもの、外貨表示のもの、非居住者円表示のもの、円建銀行引受手形…200円 手形金額10万円以上100万円以下のもの……200円 〃 100万円超200万円以下のもの…… 400円 〃 200万円超300万円以下のもの…… 600円 〃 300万円超500万円以下のもの…… 1,000円 〃 500万円超1,000万円以下のもの……2,000円 手形金額1,000万円超2,000万円以下のもの… 4,000円 〃 2,000万円超3,000万円以下のもの… 6,000円 〃 3,000万円超5,000万円以下のもの 10,000円 〃 5,000万円超1億円以下のもの…… 20,000円 〃 １億円超２億円以下のもの…… 40,000円 〃 ２億円超３億円以下のもの…… 60,000円 〃 ３億円超５億円以下のもの……100,000円 〃 ５億円超10億円以下のもの……150,000円 〃 10億円を超えるもの…… 200,000円
4	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券	日本銀行、商工組合、信用金庫等の法人の出資証券など…… 非課税 券面金額500万円以下のもの……200円 〃 500万円超1,000万円以下のもの……1,000円 券面金額1,000万円超5,000万円以下のもの… 2,000円 〃 5,000万円超１億円以下のもの…… 10,000円 〃 １億円を超えるもの……20,000円
5	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書〔株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社に限る〕	一通につき……40,000円
6	定　款（会社設立のときに作成される原本に限る）	一通につき…40,000円　株式会社又は相互会社の定款のうち公証人法により公証人の保存するもの以外のもの…非課税
7	継続的取引の基本となる契約書 （契約期間３か月以内で更新の定めのないものを除く） （例）売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	一通につき…… 4,000円
8	預貯金証書	信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金証書で、記載された預入額が１万円未満のもの…… 非課税 一通につき…… 200円
9	倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券	一通につき……200円
10	保険証券	一通につき……200円
11	信用状	一通につき……200円
12	信託行為に関する契約書（信託証書を含む）	一通につき……200円
13	債務の保証に関する契約書（身元保証を除く）	一通につき……200円
14	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書	一通につき……200円
15	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	一通につき……200円　契約金額が１万円未満のもの…… 非課税
16	配当金領収証又は配当金振込通知書	一通につき……200円　配当金額が3,000円未満のもの…… 非課税
17	(1) 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 （例）商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など (2) 金銭又は有価証券の受取書で(1)以外のもの （例）借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	①記載された受取金額が５万円未満のもの、②営業に関しないもの、③有価証券・預貯金証書・金銭信託証書及び配当金領収証書等に追記したもの……非課税 イ　売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書で受取金額の記載のあるもの 受取金額100万円以下のもの……200円 〃 100万円超200万円以下のもの…… 400円 〃 200万円超300万円以下のもの…… 600円 〃 300万円超500万円以下のもの… 1,000円 〃 500万円超1,000万円以下のもの…2,000円 受取金額1,000万円超2,000万円以下のもの…4,000円 〃 2,000万円超3,000万円以下のもの…6,000円 〃 3,000万円超5,000万円以下のもの 10,000円 〃 5,000万円超１億円以下のもの……20,000円 〃 １億円超２億円以下のもの……40,000円 〃 ２億円超３億円以下のもの……60,000円 〃 ３億円超５億円以下のもの…… 100,000円 〃 ５億円超10億円以下のもの…… 150,000円 〃 10億円を超えるもの…… 200,000円 ロ　イに掲げる受取書以外のもの一通につき…… 200円
18	預貯金通帳、信託行為に関する通帳、銀行若しくは無尽会社の作成する掛金通帳、生命保険会社の作成する保険料通帳又は生命共済の掛金通帳	信用金庫その他政令で定める金融機関の作成する預貯金通帳及び障害者等の少額預金非課税制度の適用を受ける普通預金通帳等…… 非課税 一冊につき…… 200円 （通帳を作成した日から起算して1年間）
19	第1号、第2号、第14号又は第17号に掲げる文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳	一冊につき…… 400円 （通帳を作成した日から起算して1年間）
20	判取帳（第１号、第２号、第14号又は第17号に掲げる文書により証されるべき事項につき２以上の相手方から付込証明を受ける目的をもって作成する帳簿）	一冊につき…… 4,000円 （通帳を作成した日から起算して1年間）

※本表は令和3年度税制改正案に基づいて作成しています。